

広報広聴課長 様

薬務衛生課長

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	地域災害協力薬局（仮称）の認定に係る検討会（第 1 回）		
事務局（担当課）	保健福祉部 健康衛生局 薬務衛生課 薬事係 （担当）薬事係（内線）3610		
設 置 根 拠	☐ 法 律 ☐ 条 例 ☒ 要綱等 （名称）		
設 置 年 月 日	令和 8 年 6 月 1 1 日		
審議、意見聴取等の内容	（1） 現在の愛媛県における災害時医薬品供給体制と地域災害協力薬局（仮称）の必要性について （2） 地域災害協力薬局（仮称）について （3） その他必要な事項		
公開・非公開決定日 （決定した会議開催日等）	令和 8 年 7 月 3 日		
公開・非公開の別 （決定の内容）	☒ 公 開 ☐ 全部公開 ☒ 部分公開 ☐ 非公開		
公開・非公開に係る法令等の規定	☐ 有 ☒ 無 （名称）		
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定	
（2） 地域災害協力薬局（仮称）について （3） その他必要な事項	個別の薬局における医薬品の供給体制や災害に対する対応状況等を取り扱うこととしており、当該情報が議事において公になると、当該薬局の正当な利益を害するおそれがあるほか、県民に誤解を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。	（1）－ 5	
摘 要			
		報 告 日	令和 8 年 7 月 3 日

注 1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。）
2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。
3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の4（公開基準）の(1)の情報公開条例第7条例第2項第1号に該当する場合は、“(1)－1”と記入してください。

- 4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。